

令和元年12月20日

財政援助団体等監査結果報告
〔神戸リゾートサービス株式会社〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸リゾートサービス株式会社（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理（神戸布引ハーブ園）に係る出納及びその他の事務で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸布引ハーブ園（以下「ハーブ園」という。）

森林の防災対策にも配慮しつつ、神戸の地理的条件を生かした観光資源として、四季折々の香りと美しい花を楽しめる香りの庭園である。

所在地 神戸市中央区葺合町，加納町1丁目，北野町1丁目他

施設概要 面積 16ha（布引公園のうち，ハーブ園を中心とした区域）

内容 見本園，ラベンダー園，滝のレスト，四季の庭，香りの芝生，
風の丘芝生広場，展望レストハウス，森のホール，ガラスハウス等

営業時間 10時～17時（一部期間は展望エリアでは20時30分まで営業）

入園料 15歳以上のもの（中学生を除く） 200円

小学生及び中学生 100円

15人以上100人未満の団体 個人利用の1割引

100人以上300人未満の団体 個人利用の2割引

300人以上の団体 個人利用の3割引

施設開設年月日 平成3年10月23日

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 神戸リゾートサービス株式会社

② 選定理由

PFI事業（新神戸ロープウェイの改修及び運営事業）と指定管理事業（ハーブ園の運営事業）を一体的に行う事業者として，新神戸ロープウェイ再整備等事業者審査委員会において，提案審査（事業全体の実施に関する項目，ロープウェイの改修及び運営事業に関する項目，ハーブ園の運営事業に関する項目）と定量的評価について評価を行い，選定された。

(3) 指定期間 平成22年4月1日～令和8年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は，ハーブ園の営業及び企画等業務，維持管理業務であり，主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
入 園 者 数	390,465人	383,625人	6,840人	1.8
う ち 有 料 利 用 者 数	380,726人	372,968人	7,758人	2.1
(目 標 入 場 者 数)	(287,210人)	(290,110人)	(△2,900人)	△1.0

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円)

	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	310,317	283,271	27,045	9.5

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成30年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AAA(運営内容が目標や計画、過去実績等を大幅に上回っている)となっており、その所見は、定例のイベントや講座など提案内容が着実に実施されているほか、新たな顧客獲得に向けた様々なイベントや効果的な広報等利用者ニーズを踏まえた取り組みにより、入園者数及び入園料収入が続伸している点は大いに評価できるなどとなっている。

5 監査の結果

ハーブ園の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のよ
うな改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 使用料の割引制度の承認を得るべきもの

有料公園の使用料減免については、神戸市都市公園条例、同条例施行規則、同条例施行細目に定めがあり、割引制度は、条例施行規則第8条に定める減免事由「市長が特別の理由があると認めた場合」に該当しなければ、割引を行うことができない。

しかし、ハーブ園では、協定書等に割引制度についての定めがないにもかかわらず、市の承認を得ずに、割引されている事例があった。

使用料の割引については、市の承認に基づいて行うべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。